

事務連絡
令和4年9月8日

各郡市医師会 御中
各医療機関 御中

茨城県保健医療部感染症対策課
一般社団法人 茨城県医師会

新型コロナウイルス感染症に係る発症届の限定（緊急避難措置）の 適用を踏まえた本県の対応について（補足）

日頃から本県の感染症対策の推進について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについては、今般の国の制度に基づき、9月2日（金）より、緊急避難措置として、発症届を重症化リスクのある方に限定しており、患者が必要な連絡先を把握できるよう、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者として診療や検査を行った時点で、「新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ」を案内いただいているところと存じます。

今般、令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」により、9月7日より以下のとおり療養期間が見直されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ」を別添のとおりに修正しておりますので、各医療機関におかれましては、本見直しについてご了知いただくとともに、患者に対して、別添を活用の上、案内いただきますようお願いいたします。

<症状のある方>

- ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。
- ・ ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

<無症状の方>

- ・ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。
- ・ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

※ 症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※ 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

（参考）厚生労働省事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000987035.pdf>